

死刑執行に強く抗議するとともに、死刑執行を停止し、死刑制度を廃止することに向けた取り組みを直ちに開始することを求める会長声明

2021（令和3）年12月21日、東京拘置所及び大阪拘置所において3名の死刑が執行された。今回の死刑執行は、岸田内閣が発足し古川禎久法務大臣が就任してからわずか79日目での執行である。

今回、死刑執行された者の中には再審請求中の者が含まれている。

死刑は、最も基本的な人権である生命に対する権利を剥奪する究極の刑罰であり、ひとたび執行されてしまえば、誤判に基づき死刑判決がなされた場合には、取り返しがつかない。

いわゆる免田事件、財田川事件、松山事件及び島田事件という4つの死刑確定事件に対する再審無罪判決、また、いわゆる足利事件及び布川事件という無期懲役刑確定事件に対する再審無罪判決が示すとおり、死刑判決を含む重大事件においても誤判の現実的危険性が存在することは客観的な事実である。

更に、2014（平成26）年3月27日には、静岡地方裁判所が袴田巖氏の第2次再審請求事件について、再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定をした。同決定のうち再審の開始は東京高等裁判所で取り消されたものの、特別抗告審により同高裁に審理が差し戻され審理中であり、いわゆる袴田事件の再審開始決定がなされたことは、死刑確定事件であってもえん罪の疑いの強い事件が、現在でも、なお、存在することを一層明らかにしている。

死刑の廃止は国際的な趨勢であり、アムネスティ・インターナショナルによれば、2020（令和2）年12月末日時点で、世界で死刑を廃止又は停止している国は144か国に上っており、全世界の3分の2以上を占めている。いわゆる先進国グループであるOECD（経済協力開発機構）加盟国の中で死刑を国家として統一して執行しているのは日本のみである。また、国連の自由権規約委員会、拷問禁止委員会及び人権理事会は、日本に対し、死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討すべきであるとの勧告を何度も出し続けているところである。

2019（令和元）年11月に実施された死刑制度に関する政府の世論調査の結果、「死刑もやむを得ない」との回答者が80.8%を占めたものの、そ

のうち39.9%は「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」としており、将来的にも死刑を廃止しないとする意見は、全体の約44.0%であり、将来も死刑存置の意見に賛成する国民と、死刑廃止または廃止の可能性を認める国民は拮抗する状況にある。また、死刑に代わる代替刑（世論調査の設問では仮釈放のない終身刑）が新たに導入されるならば死刑を廃止する方がよいとする回答は全体の35.1%に上り、死刑に代わる代替刑の在り方如何によっては死刑制度に対する国民の支持は大きく変化すると考えられ、必ずしも国民世論の圧倒的多数が積極的に死刑に賛成しているとはいえない。

そもそも、死刑廃止は人権の問題であり、世論だけで決めるべき問題ではない。世界の死刑廃止国の多くも、犯罪者といえども生命を奪うことは人権尊重の観点から許されないとの決意から、世論の多数を待たずに死刑廃止に踏み切った経緯がある。

日本弁護士連合会は、2016（平成28）年10月7日、福井市で開催された第59回人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、国に対し、死刑制度の廃止を目指すべきであることなどを求めてきた。

中国地方弁護士会連合会は、2019（令和元）年11月1日、岡山市で開催された第73回中国地方弁護士大会において、「死刑制度の廃止を求める決議」を採択し、国に対し、死刑の執行を直ちに停止し、速やかに死刑制度を廃止することを求めている。

そして当会は、死刑が、最も基本的かつ重要な人権である生命に対する権利を奪うものであること、裁判は常に誤判・えん罪の危険を内在しており、無実の者が生命を奪われる具体的危険性があること、罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を完全に奪うことなどを理由に、2020（令和2）年2月7日に開催した定期総会において、「死刑制度の廃止に向けた取り組みを求める決議」を決議し、政府に対し、（1）死刑制度を廃止することに向けた取り組みを直ちに開始すること（2）死刑制度が廃止されるまでの間、死刑執行を停止することを求めている。

このような状況における死刑執行は極めて遺憾であり、当会としても到底

容認することができない。

また、今回の再審請求中の死刑執行は、確定判決の事実誤認を救済する非常救済手続きである再審手続きを軽視するものであって極めて問題である。

当会は、政府及び国会に対し、今回の死刑執行に対し強く抗議するとともに、死刑に関する情報を広く国民に公開し、死刑制度を廃止した場合の代替刑の在り方についての議論を含め、死刑制度を廃止することに向けた取り組みを直ちに開始することを求めるとともに、死刑制度が廃止されるまでの間、死刑執行を停止するよう、改めて強く求めるものである。

2021（令和3）年12月27日

島根県弁護士会

会長 古津 弘 也